

香港政府 雇用調整助成金スキーム「保就業 2022」 “2022 Employment Support Scheme (ESS)”に関する概要 (2022年4月)

香港政府より、新型肺炎による企業への経済的な打撃に対する救済政策、且つ雇用維持を目的として施行される雇用維持スキーム“Employment Support Scheme (ESS)”が、第一弾の2020年に引き続き、第二弾が2022年においても実施されます。

なお、当内容は一般的な情報となります。具体的なアドバイスについては、個別でご相談いただけますようお願いいたします。

☆当雇用維持スキームの主要内容として、以下いくつか重要ポイントがあります。

- 1) 申請条件に合致する雇用主に雇用補助金を提供し、雇用主が補助金を受給期間において余剰人員削減による解雇を行わず、且つ全補助金を従業員への給与支払に充てることを承諾、宣誓する必要がある。
- 2) 申請対象となる法人/個人事業者は2021年12月31日までに強制積立金(MPF)または任意職業退職金スキーム(ORSO)に加入しており、2022年2月28日までに納付が開始されている必要がある。
- 3) 補助金は一従業員あたり3ヶ月間で、月額HKD8,000、もしくはHKD4,000。補助金枠の「指定月」に関しては、前回2020年申請時に選択した月、もしくは新たに2021年10月~12月の間の任意の

青葉監査法人／青葉ビジネスコンサルティング

香港オフィス: (+852)2850-8990 (Japanese)

月のいずれか、を選択できる。ただし、後者を選択した場合、前者を選択した場合に比べ、給付のタイミングが約3～4週間ほど遅れる見込みである。

4) 補助対象月：2022年5～7月

5) 申請期間：

2022年4月29日（金）午前8時～5月12日（木）午後11時59分

6) 補助金額：HKD8,000（正社員の場合）

従業員人数分 × 月数（5～7月の3ヶ月間）

正社員のみでなく、月給HKD3,000～8,000未満のアルバイト従業員やHKD3,000未満の65歳以上従業員分に対しても申請可能で、半額のHKD4,000を給付*。従業員人数の上限は1,000人**とする。

* 各カテゴリー毎の人数の雇用を保障する必要がある。

**スーパーマーケット、コンビニ、ドラッグストア、不動産管理、清掃業、セキュリティ業、ローカルクーリエ業、銀行、証券、保険業、電子取引業者、私立医院、大手建築業等の「制限リスト」下の企業は、上限を100人とする。

7) 申請方法：申請専用のインターネットサイトにて申請。

<https://www.ess.gov.hk/>（英語/中国語）

8) 給付スケジュール：以下の4期に分けて給付される。

第一期	2022年5月対象給付額の100%
第二期	2022年6月対象給付額の100%
第三期	2022年7月対象給付額の70%
第四期	2022年7月対象給付額の30% (返金額および罰則金がある場合差引後の金額を給付)

青葉監査法人／青葉ビジネスコンサルティング

香港オフィス： (+852)2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: aobainfo@aoba.com.hk

【申請条件の概要】（主なものであり、これらに限りません）

- 1) 対象となる雇用主、従業員ともに MPF または ORSO に加入済である。
- 2) 2022 年 5～7 月における従業員数をそれぞれ申告する。申請後 5 月の従業員数は変更できないが、6 月、7 月分については変更可能である。申請した従業員数を下回った場合は、返金を求められるだけでなく、10%の罰則金が科せられる。
- 3) 補助金はすべて従業員への給与に充てられることが条件となっている。未使用の補助金がある場合は、政府によって回収される。
- 4) 申請にあたり、雇用主は、i) 補助を受ける期間内において人員を解雇しない、ii) 補助金はすべて従業員の給与に充てる、ことを約束する必要がある。

【参考リンク】 2022 保就業申請フローおよび FAQ（法人雇用主向け）
[https://www.ess.gov.hk/doc/2022ESS_InfoRequiredTable\(ER\).pdf](https://www.ess.gov.hk/doc/2022ESS_InfoRequiredTable(ER).pdf)
（英語、中国語）

青葉監査法人／青葉ビジネスコンサルティング

香港オフィス: (+852)2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: aobainfo@aoba.com.hk

【参考資料】

ESS 会計上・税務上の処理について

香港政府による雇用調整助成金スキーム (ESS)における会計上・税務上の取り扱い方法については以下の通りとなります。

その1：会計上の取り扱い

- 1) 当助成金は性質上「政府からの助成金(Government Grant)」であるが、勘定科目としては、「雑収入 (Sundry Income)」、「もしくは「その他収入 (Other Income) 」として会計上認識してもよい。
- 2) 給与への補助目的であるが、決算書上では給与費用と相殺せずに、以下のように収入として個別で認識・計上する。

例) : 給与 HKD20,000 に対し 助成金 HKD8,000 を受給した場合 :

その他収入 (Other income) : HKD8,000
給与 (Salary) : △ HKD20,000

※損益計算書上、相殺した金額 (HKD12,000) が給与費用として計上されるのではなく、上記の通り 収入と費用を個別で計上する。

青葉監査法人／青葉ビジネスコンサルティング

香港オフィス: (+852)2850-8990 (Japanese)

その2：税務上の取り扱い

* 当助成金収入は法人税において課税対象「外」収入として取り扱われる。

* 従業員の個人所得税への影響：

給与の原資が助成金であったとしても、全所得が課税対象となる。

例)：受取給与 HKD20,000 の内、雇用主から HKD12,000、助成金から HKD8,000 である場合 →HKD20,000 **全額が個人所得税対象所得**となる

※お問合せは下記香港オフィスの法人部各スタッフまでお気軽にご連絡下さい。※

松岡 c.matsuoka@aoba.com.hk

上村 k.uemura@aoba.com.hk

笹岡 r.sasaoka@aoba.com.hk

新井 s.arai@aoba.com.hk

尾関 tamami.ozeki@aoba.com.hk

酒師 e.sakashi@aoba.com.hk

アイビー ivy.lai@aoba.com.hk

電話：日本語直通 (852) 2850-8990

青葉監査法人／青葉ビジネスコンサルティング

香港オフィス： (+852)2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: aobainfo@aoba.com.hk